

◎ 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細（以下「各筆明細」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない理由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合で、各筆明細に定める借賃の額が、災害その他の不可効力により農地法（昭和27年法律第229号）第20条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は、甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、あらかじめ市と協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において当該目的物を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了するときは、乙はその満了の日までに、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間でその有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効果的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

(11) 解除条件付貸借の場合の追加事項

ア 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

イ 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に山陽小野田市長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

ウ 山陽小野田市長による勧告

山陽小野田市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(ア) 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

(ウ) 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

エ 山陽小野田市長による農用地利用集積計画の取消

山陽小野田市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) 乙がウの勧告に従わなかったとき。

オ 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

カ 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合の違約金については、甲及び乙が協議するところにより定める。

整理番号	
------	--

農用地利用集積事業利用権設定（経営受委託を除く）申出書

令和 年 月 日

山陽小野田市長 あて

利用権の設定を受ける者（借り手）	
住所：〒	氏名 又は名称
電話番号：	

利用権の設定を行う者（貸し手）	
住所：〒	氏名 又は名称
電話番号：	

山陽小野田市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5に基づき申出します。

1. 各筆明細

開始年月日	終了年月日	期間
令和 年 月 日	令和 年 12月 31日	年間

利用権を設定する土地						設定する利用権			
大字	字	地番	現況地目	登記簿面積(m ²)	内容(作物名)	利用権の種類	借賃(10a当たり)	支払方法	設定状況
			田・畑	m ²		賃貸借 使用貸借		金納 物納	新規 再設定
			田・畑	m ²		賃貸借 使用貸借		金納 物納	新規 再設定
			田・畑	m ²		賃貸借 使用貸借		金納 物納	新規 再設定
			田・畑	m ²		賃貸借 使用貸借		金納 物納	新規 再設定
			田・畑	m ²		賃貸借 使用貸借		金納 物納	新規 再設定
			田・畑	m ²		賃貸借 使用貸借		金納 物納	新規 再設定
			田・畑	m ²		賃貸借 使用貸借		金納 物納	新規 再設定

※利用権の種類 賃貸借：有償 使用貸借：無償

2. 利用権の設定を受ける者の農業経営状況等

※ (借り手の記入欄)

氏名 又は名称	性別	生年月日	年間農業 従事日数	職業 (法人の場合は役 職)
	男・女	M・T・S・H 年 月 日	日	

(1) 農業に従事する世帯員

氏名	続柄	性別	生年月日	年間農業 従事日数	職業 (法人の場合は役 職)
		男・女	M・T・S・H 年 月 日	日	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日	日	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日	日	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日	日	

(2) 農地の経営面積 (単位: m²)

区分	自作地面積	借地面積 (今回申出分は除く)
田	m ²	m ²
畑	m ²	m ²
その他	m ²	m ²
合計	m ²	m ²

(3) 専・兼業別 (該当に○印)

区分	
専業農家	
第1種兼業農家 (農業所得が主の世帯)	
第2種兼業農家 (農業外所得が主の世帯)	

(4) 主たる作物に○印 (今回申出分)

※施設園芸、露地野菜、果樹、その他作物には作物名を記入

	稲作	麦類	豆類	施設園芸	露地野菜	果樹	その他
作物							
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

(5) 農機具等の保有状況

種類	台数
トラクター	台
田植機	台
コンバイン	台
乾燥機	台
トップカー	台
貨物自動車	台

(6) 家畜の飼養状況

種類	頭数
乳牛	頭
肉牛	頭
繁殖牛	頭
養豚	頭
鶏卵	頭
鶏肉	頭

(7) 通作距離

利用権を設定する
農用地までの距離
自宅から約 km

3. 利用権の設定を行う者の農業経営状況等

※ (貸し手の記入欄)

氏名 又は名称	性別	生年月日	年間農業 従事日数	職業
	男・女	M・T・S・H 年 月 日	日	

(1) 農業に従事する世帯員

氏名	続柄	性別	生年月日	年間農業 従事日数	職業
		男・女	M・T・S・H 年 月 日	日	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日	日	

(2) 農地の経営面積 (単位: m²)

区分	自作地面積	借地面積 (今回申出分は除く)
田	m ²	m ²
畑	m ²	m ²
その他	m ²	m ²
合計	m ²	m ²

(3) 専・兼業別 (該当に○印)

区分	
専業農家	
第1種兼業農家 (農業所得が主の世帯)	
第2種兼業農家 (農業外所得が主の世帯)	

(4) 貸借をすることの動機 (該当に○印)

事由	
高齢化による経営縮小	
病気等で労力不足	
兼業による規模縮小	
耕作不便・低生産地のため	
借り手の変更	
相手方の要望	
期間満了に伴う再設定	
農業の廃止 (転居を伴う)	
〃 (転居を伴わない)	
集約部門への転換	
経営移譲年金受給のため	
その他 (利用権設定期間の変更)	

(5) 今回の申出書の仲介人 (該当に○印)

仲介人	
地域の推進委員・農業委員	
農事組合長等の集落役員	
貸し手と借り手の直接協議	
親戚・知人等	
農協職員・市職員	
その他 ()	

(6) 今後の経営方針 (該当に○印)

事由	
現状維持	
規模拡大を図りたい	
規模縮小を図りたい	
農業離脱・家庭菜園程度	